

# ～小児慢性特定疾病医療受給者証の手続きをされる方へ～（新規）

令和元年9月1日現在

## 【1】小児慢性特定疾病医療費助成制度とは

児童福祉法第19条の2の規定に基づき、治療方法等の研究を行うとともに慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とし、療養のために多額な費用を要するものについて、児童等の健全育成の観点からその医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

小児慢性特定疾病審査会で審議され、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けると医療費が助成されます。

## 【2】対象児について（次の全ての要件を満たすこと）

(1) 久留米市に支給認定保護者の住民票があり、18歳未満の方

(18歳到達時点で本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められた場合には、20歳未満まで延長することができます。)

(2) 厚生労働省告示に定める対象疾病に罹患し、その疾病の状態の程度に該当している方

(3) 医療保険に加入している方（被保険者及び被扶養者）

ただし、生活保護法による医療扶助を受けている方も対象となります。

## 【3】申請の方法 以下の①～⑬のうち必要な書類を、久留米市保健所へ提出してください。

	提出書類	取得の方法など						
全員が提出する書類	①小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書	申請者（本人または家族等）が記入してください ※「受診を希望する指定医療機関」には、 <u>小児慢性特定疾病で受診する全ての指定医療機関及び薬局、訪問看護事業者等の名称・所在地を正確にご記入ください。</u>						
	②患児及び患児と同じ医療保険に加入している人の健康（医療）保険証の写し	コピーはA4サイズ、白黒で構いません <table border="1"><tr><td>患者の保険の種類</td><td>提出が必要な医療保険証の写し</td></tr><tr><td>国民健康保険 国民健康保険組合</td><td>加入者全員</td></tr><tr><td>社会保険</td><td>患者本人と被保険者</td></tr></table>	患者の保険の種類	提出が必要な医療保険証の写し	国民健康保険 国民健康保険組合	加入者全員	社会保険	患者本人と被保険者
	患者の保険の種類	提出が必要な医療保険証の写し						
	国民健康保険 国民健康保険組合	加入者全員						
	社会保険	患者本人と被保険者						
③申請者（保護者）・患児・患児と同じ医療保険に加入する方の <u>個人番号（マイナンバー）</u> に係る確認書類	個人番号通知カード、個人番号（マイナンバー）カード、個人番号が記載された住民票等（いずれか一つ） <u>※詳しくは、【4】注意事項をご覧ください。</u>							
④医療意見書（各疾病別）	医療機関（指定医が記入）へ依頼してください							
⑤印鑑（認印可）								

	提出書類	取得の方法など
該当者のみ提出する書類	⑥同一世帯内の特定医療費（指定難病）受給者証又は申請書の写し	同一世帯内に指定難病で特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方がいらっしゃる場合
	⑦同一世帯内の小児慢性特定疾病医療受給者証又は申請書の写し	同一世帯内に小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方がいらっしゃる場合
	⑧生活保護受給証明書	生活保護受給者（②⑫は提出不要です）
	⑨自己負担限度額の特例に関する書類（重症患者認定を確認できる書類）	○重症患者認定申請書 申請者（本人または家族等）が記入してください ※お持ちの方は、1級・2級の身体障害者手帳の写し、または障害年金証書の写し等を添付してください
	⑩自己負担限度額の特例に関する書類（人工呼吸器等装着証明書）	医療機関（指定医が記入）へ依頼してください
	⑪障害基礎年金その他の給付に関する書類	市町村民税が非課税で、保護者（患者本人が社会保険の被保険者の場合は本人）の障害年金、特別児童扶養手当等障害に関する給付を受けている場合は、給付の証書、手当証書、振込通知書等金額がわかるもの
	⑫保険者への高額療養費の所得区分照会用の「同意書」（市町村国保、国民健康保険組合（医師国保・歯科医師国保・建設国保等のみ））	「同意書」は申請者（本人または家族等）が記入してください
⑬特定疾病療養受療証	血友病、人工透析の方のみ。保険者から交付されます	

#### 【4】マイナンバーに係る確認書類

マイナンバー制度は、社会保障・税・災害対策の分野で個人の情報を正確かつ効率的に連携させるための制度です。マイナンバー制度の開始に伴い、法令等に定められた行政手続きにおいて、個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。マイナンバーにより、所得（課税・非課税）証明書の提出が不要となります。

**①手続きに来られた方の本人確認できる書類と、②マイナンバーが確認できる書類をご準備下さい。**

①手続きに来られた方の本人確認できる書類の例（いずれか一つでかまいません）

- 運転免許証 ●パスポート ●住基カード（写真付） ●個人番号（マイナンバー）カード
- 身障者手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●療育手帳 ●在留カード ●特別永住者証明書 など

※上記のものをお持ちでない場合は、以下の書類を2つお持ち下さい。

- 住基カード（写真なし） ○健康保険証 ○年金手帳 ○児童扶養手当証書 ○特別児童扶養手当証書
- 住民票 など

②マイナンバーが確認できる書類の例（いずれか一つで構いません）

- 番号通知カード ●個人番号カード ●個人番号記載のある住民票

【マイナンバーの記入が必要な方】

1. 申請者
2. 患児
3. 患児と同じ医療保険に加入する被保険者

【3の患児と同じ医療保険に加入する被保険者について】

患児の医療保険の種類	3の被保険者に該当する人
国民健康保険（市町村国保） 国民健康保険組合（薬剤師国保、建設国保など）	健康保険証の記号・番号が同じ方全員
社会保険（全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合）	患児の健康保険証に「被保険者」として記載されている方（通常は申請者と同じ）

## 【5】月額自己負担上限額について

階層区分	階層区分の基準 ( ( )内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安)		患者負担割合：2割		
			自己負担上限額（外来+入院）		
			一般	重症（※注1） （現行基準での重症もしくは高額かつ長期）	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税非課税 (世帯)	本人年収 ～80万円	1,250		500
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超～	2,500		
一般所得Ⅰ	市町村民税課税以上7.1万円未満 (約160万円～約370万円)		5,000	2,500	
一般所得Ⅱ	市町村民税課税以上7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円～約810万円)		10,000	5,000	
上位所得	市町村民税25.1万円以上(約810万円～)		15,000	10,000	
入院時の食費			1/2 自己負担		

(※注1)「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある方。

(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上。)

※詳しくは、別紙「高額かつ長期制度について(参考)」をご参照ください。

### <注意事項>

- \* 外来・入院の区別はなく、受診した複数の医療機関等の自己負担を全て合算した上での負担上限額となります(薬局での保険調剤及び訪問看護ステーションが行う訪問看護を含む)。
- \* 所得を把握する単位は、医療保険における世帯です。
- \* 自己負担限度額に、10円未満の端数が生じた場合は、切捨てになります。
- \* 血友病の方については、自己負担はありません。
- \* 同一世帯内に複数の小児慢性特定疾病医療受給者証、指定難病の特定医療費(指定難病)受給者証所持者がいる場合は、世帯内の対象患者の人数で負担限度額が按分されます。

## 【6】医療費の助成範囲

認定された小児慢性特定疾病の治療及びそれに付随して発現する疾病で、指定医療機関で保険診療を受けた場合(保険薬局、訪問看護を含む)、医療費の自己負担額の一部が助成されます。なお、保険適用外の治療等(文書料・差額室料・補装具費・紙オムツ代等)は対象となりません。

## 【7】受給者証の有効期間

有効期間の始まりは、久留米市保健所に必要書類を提出した日(令和 年 月 日)となります。

支給認定期間は、原則として1年以内です。

## 【8】申請提出後の流れ

申請が受理された後は、医療意見書に基づき専門医による「小児慢性特定疾病審査会」で審議されます。

- (1) 承認された場合  
当所から申請者(保護者)に受給者証を送付します。(申請から約2ヶ月後)
- (2) 保留の場合  
医療意見書の記載だけでは判断できない場合、保留となります。  
健康推進課から主治医に医学的な問い合わせをいたします。主治医より回答があり次第、次回の審査会で審議されますので、主治医に御確認ください。
- (3) 不承認の場合  
健康推進課から、申請者及び主治医に通知します。理由等は主治医にお尋ねください。

## 【9】治療費請求の手続き

交付申請受付日から小児慢性特定疾病医療受給者証の交付までに自己負担した医療費（2割）は、小児慢性特定疾病医療費受給者証の「月額自己負担額」を超える分の払い戻しを請求することができます。

### 治療費請求に必要な書類

- ① 「小児慢性特定疾病治療費請求書（一般医療機関用）（調剤薬局用）（訪問看護ステーション用）」  
\*医療機関、調剤薬局、訪問看護ステーションの証明が必要です。
- ② 領収証
- ③ 通帳（振込口座確認のために必要です。申請者（保護者）の名義のものをお持ちください。）
- ④ 印鑑（治療費請求書に押印します）
- ⑤ 小児慢性特定疾病医療受給者証

治療費請求を申請後、レセプトを審査確認して、受給者が指定した口座へ振込みます。  
治療費請求から口座振込まで6～7か月程度期間を要しますことをご了承ください。

## 【10】住所や医療保険の変更があった場合

医療受給者証に記載されている住所・氏名・医療保険の変更があった場合は、届出が必要です。  
必要な添付書類をご持参の上、届出をお願いします。

変更内容	必要な添付書類
氏名・住所	小児慢性特定疾病医療受給者証、印鑑
医療保険	小児慢性特定疾病医療受給者証 健康(医療)保険証(原本とコピー)、印鑑
所得区分	加入保険の変更等、支給認定世帯の状況の変化に伴い、自己負担上限月額の変更が必要な場合 小児慢性特定疾病医療受給者証、印鑑
人工呼吸器等装着者	小児慢性特定疾病医療受給者証、人工呼吸器等装着証明書
小児慢性特定疾病の名称 (疾病の追加)	小児慢性特定疾病医療受給者証、医療意見書
医療機関の追加	小児慢性特定疾病医療受給者証
成長ホルモン治療の追加	小児慢性特定疾病医療受給者証 医療意見書・小児慢性特定疾病成長ホルモン治療意見書
高額かつ長期	小児慢性特定疾病医療受給者証 医療費申告書・領収書等 *健康推進課にご相談ください。
返納届	小児慢性特定疾病医療受給者証、印鑑

## 【11】継続更新手続きのお知らせ

有効期間(12月31日)終了後も小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を希望される場合は、継続申請手続きが必要になります。

継続手続きに必要な書類一式を健康推進課から直接受給者へ郵送いたしますので、更新を希望される場合は、有効期限が終了する前に健康推進課にて申請を行ってください。

## 【書類提出および問い合わせ先】

久留米市保健所 健康推進課 難病・在宅医療チーム  
〒830-0022 久留米市城南町15番地5（商工会館4階）  
電話：0942-30-9729 FAX：0942-30-9833